

有限会社 よろ津や

ほのぼの定期巡回ステーション 重要事項説明書

1 有限会社よろ津や ほのぼの定期巡回ステーションの概要

(1) 事業所経営法人

法人名	有限会社 よろ津や
所在地	秋田県由利本荘市東梵天 97 番地 2
代表者名	佐藤 つづり
連絡先	0184-22-1488 (代表)

(2) 事業所の概要

事業所名	ほのぼの定期巡回ステーション
所在地	秋田県由利本荘市東梵天 95 番地 2
連絡先	0184-28-0008
事業所番号	0590500344
管理者氏名	佐藤 つづり
設立年月日	令和 3 年 2 月 1 日

(3) 職員体制

職種	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者	オペレーター、 看護職員兼務	1 名		1 名
計画作成責任者	オペレーター、 訪問介護員兼務	1 名以上		1 名以上
オペレーター	訪問介護員、看護職員、短 期入所生活介護施設職員 兼務	1 名以上		1 名以上
随時訪問介護員	専任又はオペレーター 兼務	1 名以上		1 名以上
定期訪問介護員	専任又はオペレーター 兼務	5 名以上	5 名以上	10 名以上
看護職員	オペレーター又は介護職 員兼務	3 名以上		3 名以上

(4) サービス実施エリア

実施エリア	由利本荘市内 ※実施エリア以外の方は、ご相談ください
-------	-------------------------------

(5) 営業日

営業日	営業時間
365日	24時間

2 サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

種類	内容
定期巡回サービス	利用者様の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、当事業所の計画作成責任者が計画書を作成し、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
随時対応サービス (オペレーションサービス)	利用者様に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者様からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の手配など、適切な対応を取ります。
随時訪問サービス	オペレーターからの要請を受け、随時訪問介護員等が利用者様の居宅を訪問して必要な日常生活のお世話をを行います。 ※通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承ください。
訪問看護サービス	概ね月1回の利用者様宅を訪問しアセスメントを行います(利用者様全て)。 訪問看護サービスは、主治医の指示書及び訪問看護計画に基づき、利用者様の居宅を訪問し療養上のお世話又は診療の補助を行います。
その他のサービス	居宅介護支援事業者及び他のサービス事業者などへの連絡、調整を行います。定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成を行います。必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

(2) 利用料金について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護料(介護保険給付サービス利用者負担金)は、介護度により異なります。

※原則として料金表の利用料金の1割が、利用者様負担額となります（所得によって2割、3割負担となる方もいます。）

※月途中からの利用開始や月途中での利用中止の場合、日割り日額を乗じた利用料となります。

※ケアコール機は事業所から貸し出しますが、通信にかかる通信料（電話代）は、利用者負担となります。

※ケアコール端末機の定められた使用方法以外の事由に起因する故障・紛失・故意の破損等に関しては利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。

※通常の事業の実施エリアを越えて行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1kmあたり20円を頂きます。

(3) 基本料金と他サービス利用時の減算額について

<訪問介護>

区分	基本単位	1割負担金	2割負担金	3割負担金	通所系サービス 利用時減算額
要介護1	5,446単位	5,446円/月	10,892円/月	16,338円/月	62単位/日
要介護2	9,720単位	9,720円/月	19,440円/月	29,160円/月	111単位/日
要介護3	16,140単位	16,140円/月	32,280円/月	48,420円/月	184単位/日
要介護4	20,417単位	20,417円/月	40,834円/月	61,251円/月	233単位/日
要介護5	24,692単位	24,692円/月	49,384円/月	74,076円/月	281単位/日

<訪問看護を行う場合>

区分	基本単位	1割負担金	2割負担金	3割負担金	通所系サービス 利用時減算額
要介護1	7,946単位	7,946円/月	15,892円/月	23,838円/月	91単位/日
要介護2	12,413単位	12,413円/月	24,826円/月	37,239円/月	141単位/日
要介護3	18,948単位	18,948円/月	37,896円/月	56,844円/月	216単位/日
要介護4	23,358単位	23,358円/月	46,716円/月	70,074円/月	266単位/日
要介護5	28,298単位	28,298円/月	56,596円/月	84,894円/月	322単位/日

(4) 加算料金について

加算	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	30単位/日	30円/日	60円/日	90円/日
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800単位/月	800円/月	1,600円/月	2,400円/月
緊急時訪問看護加算	315単位/月	315円/月	630円/月	945円/月
特別管理加算（Ⅰ）	500単位/月	500円/月	1,000円/月	1,500円/月

特別管理加算（Ⅱ）	250 単位/月	250 円/月	500 円/月	750 円/月
ターミナルケア加算	2,500 単位/月	2,500 円/月	5,000 円/月	7,500 円/月
退院時共同指導加算	600 単位/月	600 円/月	1,200 円/月	1,800 円/月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（加算を含む基本単位）×13.7%（1月につき）			
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数（加算を含む基本単位）×2.4%（1月につき）			

※短期入所系サービスを利用された場合及び医療保険適応となった場合は、当該月は日割り計算となります。

※介護保険給付対象外サービスの利用料は、利用者様の全額負担となります。

※利用料のお支払方法

毎月月末締めとし、翌月 10 日頃に当月分の料金を請求いたします。お支払いは基本お引き落としとしていますが、ご利用者の状況により現金でのお支払いも受け付けております。

3 事業者が提供するサービス内容に関する苦情等相談窓口

<苦情等受付窓口>

窓口責任者 管理者：佐藤 つづり
 ご利用時間 9：00～16：00（月～金曜日）
 電話番号 0184-28-0008
 Fax 番号 0184-28-0585

※当事業所以外に以下の相談・苦情窓口へご相談することもできます。

○由利本荘市健康福祉部 長寿いきがい課 Tel 0184-24-6323
 ○秋田県国民健康保険団体連合会 Tel 0188-62-6864

4 緊急時の対応方法（連絡体制）

サービス提供中に容態の変化等があった場合へ、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

<主治医>

医療機関名： _____

主治医氏名： _____

連絡先： _____

<第一連絡先>

氏名： _____ 続柄（ ）

連絡先： _____

<第二連絡先>

氏名： _____ 続柄（ ）

連絡先： _____

5 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかにご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。また、事故の状況及び事故に際して取った処置を記録することと致します。
- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。
- (3) 当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に対して生じた損害については、すみやかに損害賠償をさせていただきます。ただし、その損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償額を減じる場合があります。
- (4) 事故の発生において、事業所の責任がないと認められる場合、事業所は損害賠償責任を負わないものとします。

6 虐待の防止について

当事業所では、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 佐藤 つづり
-------------	------------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	未実施
------------	-----

8 身体拘束について

- (1) 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わないものとします。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告します。

9 大規模災害等発生時の事業継続について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において利用者のサービスを継続的に実施できるよう業務継続計画書の作成を行います。
- (2) 事業継続計画について必要な研修及び訓練を定期的実施します。

10 衛生管理について

- (1) 訪問介護職員等の清潔保持及び健康状態について十分留意していきます。
- (2) 感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施します。

11 サービス利用にあたっての留意点

(1) サービス提供を行う訪問介護・訪問看護師

- ①サービス提供にあたり、複数の訪問介護・看護師が交替してサービスを提供いたします。
- ②利用者様から特定の訪問介護・看護師の指定はできません。

(2) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご利用様は「2 サービスの内容と費用」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②サービス実施に関する指示・命令

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はご利用様のご負担になります。

④合鍵の管理方法等

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供に当たり、ご利用様から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書をご利用様に交付します。また、合鍵を紛失した場合は、速やかにご利用様及びその家族に連絡をし、必要な措置を講ずるものとします。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用様の体調等の状況、又は事業所の事情によって、予め計画していたサービス計画を変更することがあります。

(4) サービスの縮小、又は一時停止

- ①ご利用様が医療機関へ入院した場合
- ②自然災害により、事業所が通常のサービス提供が難しいと判断した場合
- ③その他、非常事態が発生した場合

(5) サービスの終了

- ①ご利用様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに担当の介護支援専門員へお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス及び契約を終了いたします。

ア ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

イ ご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

ウ ご利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

ア 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は担当の介護支援専門員へ契約の意向を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ ご利用者様がサービス利用料の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、20日以内に支払わない場合、またはご利用者様及び家族の著しい不信行為（暴言、暴行、セクシャルハラスメントなど）により契約の継続が困難になった場合、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の利用開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書を交付し、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

【事業者】

秋田県由利本荘市東梵天 97 番地 2
有限会社 よろ津や
代表取締役 佐藤 つづり 印

【事業所】

秋田県由利本荘市東梵天 95 番地 2
ほのぼの定期巡回ステーション

管理者 佐藤 つづり 印

説明者 印

上記説明者より、重要事項説明書の交付と説明を受け、その内容とサービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

署名代行理由：

家族代表者氏名 印